

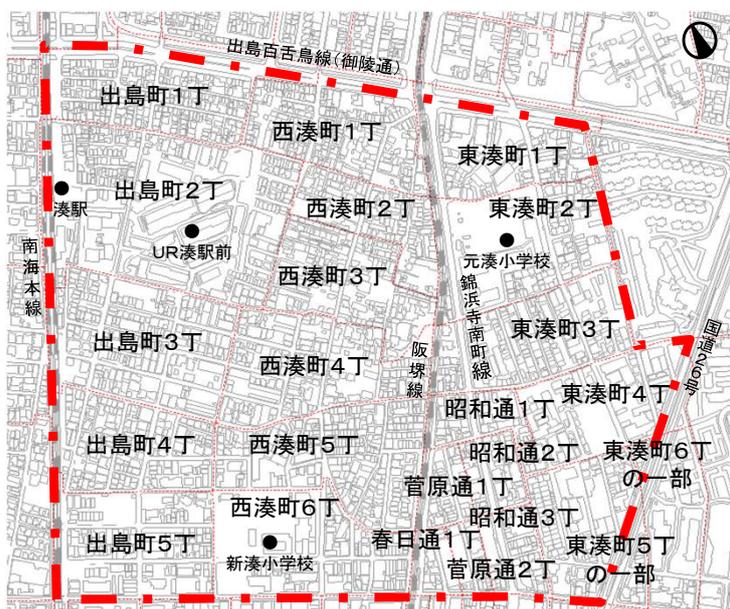
老朽木造住宅の除却補助制度

古い木造住宅の除却費用を一部補助します！！

堺市では、道路や公園などの公共施設整備や老朽木造賃貸住宅の建替促進補助など、住環境の改善や防災性の向上に取り組んでいます。しかしながら、老朽木造住宅の建替えが十分に進んでいないため、地震などの災害時に倒壊や延焼などによる被害が拡大する恐れがあります。災害に強いまちづくりのため、この制度を積極的にご活用ください。

対象地区

新湊地区



補助対象者

- ・対象建物の所有者
- ・対象建物の存する土地の所有者(当該建物を収去する権能を授与する旨の民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第171条第1項の決定を有する者に限る。)

補助対象建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

※固定資産評価証明書、登記事項証明書等により補助要件となる建築年月日及び補助対象面積が証明される書類が必要です。

補助内容

老朽木造住宅の除却費及び整地費

※家財道具・立木等・解体工事に伴う改修工事は対象外

補助率

除却費の2/3

補助金額

下記①～③項目で算定した額のうち、最も低い額が補助金額となります。

- ①除却に要する費用×補助率
- ②除却建築物の延床面積(m²)×単価×補助率
(単価:12,000円)
- ③補助の限度額(1棟あたり)
300万円×補助率

主な注意事項

- ◎手続きには時間を要しますので、早めにご相談ください。
- ◎店舗や事務所等との併用住宅の場合、補助の対象面積の1/2以上が住宅である必要があります。
- ◎既に工事の契約・着手を行っている場合、交付申請はできません。
- ◎補助対象となる工事は、単年度で完了するものとします。
- ◎当該年度の予算の範囲内で補助を行いますので、なくなり次第受付を締め切る場合があります。
- ◎老朽木造賃貸住宅建替事業との併用はできません。
- ◎除却後の跡地が、空地でも補助対象となります。
- ◎建築物を除却することにより、土地の税額が増額となる場合がありますので、ご注意ください。



事業、手続きの流れ

交付申請

◇「補助金交付申請書」と「必要書類」を提出してください。
※既に工事の契約・着手を行っている場合は、補助の対象となりません。



交付決定

◇補助要件等の適合について審査の上、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事の契約・着手

◇交付決定後に、工事の契約・着手を行ってください。



工事等の完了

実績報告

◇工事等完了後、「完了実績報告書」を提出してください。



補助金の額の確定

◇実績報告の内容等について審査の上、「補助金確定通知書」を交付します。

交付請求

◇補助金の額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
※代理受領制度を利用する場合、別途必要書類を添付してください。

補助金の交付



代理受領制度

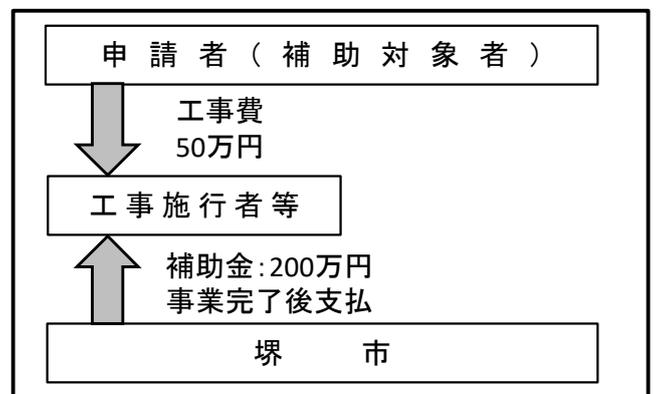
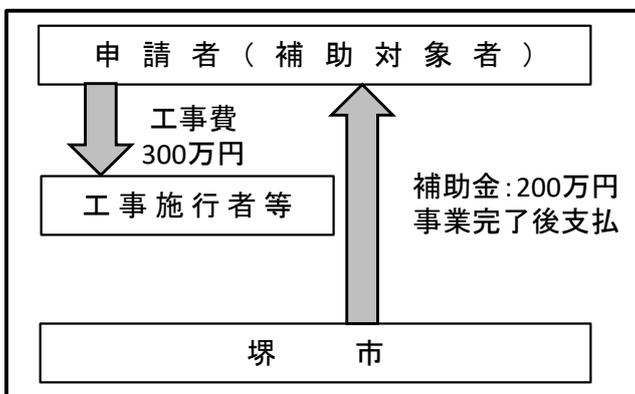
代理受領制度とは、申請者が除却工事にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を工事業者に支払い、申請者から委任された工事業者に市が直接補助金を支払う制度です。

※代理受領制度の利用については、工事業者との合意が必要です。施工業者と相談・協議のうえこの制度をご利用ください。

通常

代理受領のイメージ図

代理受領制度



相談・申請窓口



堺市 建築都市局 都市整備部 都市整備推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号(堺市役所) 高層館15階(北側)

電話：072-228-7425 FAX：072-228-7897

E-mail : toseibi@city.sakai.lg.jp

HP : <https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshiseibi/mishujutakuchi/aramashi.html>